

建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事に係る入札・契約事務（以下「入札・契約事務」という。）に関し、職員に対する外部からの働きかけ及び情報提供要求（以下「働きかけ等」という。）があった場合の対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「職員」とは、府中市職員定数条例（昭和29年条例第15号）第2条第1号及び第2号に規定する職員をいう。

2 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(対象範囲)

第3条 この要領により対応を行う「不当な働きかけ等」とは、働きかけ等のうち、入札・契約事務の公正を害すると認められる、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 不当な働きかけ

職員に対して、次に掲げる不適切な行為を行うことを要求する行為をいう。

ア 発注方法の選定若しくは入札参加資格要件の設定等に当たり、特定の者に有利又は不利となることを依頼する行為

イ 指名業者の選定に当たり、特定の者を指名又は指名しないことを依頼する行為

ウ 随意契約の締結に当たり、特定の者に受注又は受注させないことを依頼する行為

エ その他入札・契約事務の公正を害すると認められる不適切な行為を依頼する行為

(2) 不当な情報提供要求

職員に対して、入札・契約に係る次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を要求する行為という。

ア 競争入札等の参加企業等の名称及び数

イ 他者の見積金額若しくは入札金額又は当該金額の類推を可能とするもの

ウ 予定価格算定の基礎となった額並びに歩掛及び単価の全部又は一部

エ 府中市建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条に規定する最低制限価格

オ 府中市低入札価格調査制度運営要綱第3条に規定する調査基準価格

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（同令

第167条の13において準用する場合を含む。)の規定による、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定する基準の全部又は一部

キ その他入札・契約に関する秘密に属する情報

2 次の各号に掲げる行為は、不当な働きかけ等に当たらないものとする。

(1) 入札公告等に基づく設計図書に対する質問

(2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等の提出

(3) 法令の規定により又は慣例として知ることができる情報などの照会若しくは確認

(4) 公表又は公開された資料の請求

(5) 法令等により認められた権利の行使等

3 第1項の不当な働きかけ等には、職員に入札・契約事務の公正を害すると認められる行為をさせるために指示等をするを、当該職員以外の職員に働きかけを行う行為を含むものとする。

(働きかけ等への対応)

第4条 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある行為に対しては、応じてはならない。

2 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為への対応に当たっては、可能な限り複数の職員で対応する者とする。

3 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、相手方の氏名及び連絡先等を確認の上、その者に対して、「建設工事等の入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿（以下「記録簿」という。）」(様式第1号)を作成する旨及び当該働きかけ等が不当な働きかけ等であると判断された場合には、当該記録簿は公表することがある旨を告知するよう努めるものとする。

4 不当な働きかけが、府中市不当要求行為等対策に関する訓令（以下「訓令」という。）第2条に規定する不当要求行為等に該当する場合、職員は、前3項の規定に関わらず、当該訓令に定めるところにより、対応するものとする。

(記録及び報告)

第5条 職員は、不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、速やかに記録簿を作成するものとする。

2 職員は、自らが所属長である場合を除き、直ちに所属長へ報告を行うものとする。

3 所属長は、自らが工事主管課の長（以下「工事主管課長」という。）である場合を除き、前項の規定による報告を受けた場合及び自らが不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けた場合、直ちに当該記録簿を工事主管課へ提出するものとする。

4 前2項の規定による報告を受けた工事主管課長は、直ちに当該記録簿を建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）へ提出するものとする。

- 5 前項の規定により報告を受けた審査会の事務局は、速やかに会長へ報告の上、審査会を招集し、報告を行うものとする。
- 6 審査会は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な働きかけ等に該当するか否かを審議するとともに、当該内容が不当な働きかけ等に該当する場合における公表の是非について審議し、その結果を当該所属長へ通知するものとする。
- 7 前項の審議の結果、訓令第2条第3項第2号に該当すると認めた場合は、速やかに訓令第3条に規定する府中市不当要求行為等対策委員会に報告するものとする。
- 8 第6項の審議において、不当な働きかけ等に当たると判断された行為について、必要に応じ、関係部署に報告を行うものとする。

(公表)

第6条 市長は、前条第6項の審議において、不当な働きかけ等に該当するものとして公表を行うことが適当であるとされたものについて、速やかに「建設工事等の入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表」により、公表を行うものとする。

(対応措置)

第7条 所属長は、入札・契約事務の公正かつ適正な執行を確保するため、職員が不当な働きかけ等又はその疑いのある行為を受けたときは、速やかにその内容に応じて、関係部署と連携の上、組織として必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、不当な働きかけ等を行ったと認められる者が、建設工事執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者であるときは、建設業者等指名除外要綱の規定に基づき、当該業者に対して、指名除外を措置する者とする。

(その他)

第8条 この要領の規定は、府中市建設コンサルタント等業務執行規則第2条に規定する業務について、これを準用する。

この場合においては、次表左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
第2条第2項	建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事	府中市建設コンサルタント等業務執行規則第2条に規定する業務
第3条第1項第2号エ	府中市建設工事最低制限価格事務取扱要領第3条に規定する最低制限価格	府中市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格事務取扱要領第3条に規定する最低制限価格
第3条第1項第2号エ	府中市低入札価格調査制度運営要綱第3条に規定する調査基準価格	測量・建設コンサルタント等業務における低入札価格調査試行要領第4条に

		規定する低入札基準価格
第5条第3項	工事主管課の長(以下「工事主管課長」という。)	業務主管課の長(以下「業務主管課長」という。)
	工事主管課	業務主管課
第5条第4項	工事主管課長	業務主管課長
第7条第2項	建設工事執行規則第6条の資格の認定を受けている建設業者	建設コンサルタント等業務執行規則第3条の資格の認定を受けている測量・建設コンサルタント等業者
様式第1号	対象工事	対象業務
	工事主管課	業務主管課
	工事概要	業務概要
	工期(予定)	履行期間(予定)

2 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

建設工事等の入札・契約事務に係る働きかけ等記録簿

年 月 日

記録者(所属) _____ (職名) _____ (氏名) _____

対 応 日 時	年 月 日 ()		
対 応 方 法	<input type="checkbox"/> 面 接 <input type="checkbox"/> 電 話 <input type="checkbox"/> 書 面 <input type="checkbox"/> 電 子 メール <input type="checkbox"/> そ の 他 ()		
対 応 場 所			
相 手 方	団 体 名		
	所 在 地 等		
	役 職 等		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	そ の 他		
対 応 職 員	役 職		
	氏 名		
働 き かけ 等	対 象 工 事	発 注 機 関	
		工 事 主 管 課	
		工 事 名	
		工 期 (予 定)	
		予 定 価 格	
		公 告 (指 名 通 知) 日	
		入 札 日	
	開 札 日		
	内 容		
対 応 状 況			
備 考			

様式第2号

建設工事等の入札・契約事務に係る不当な働きかけ等一覧表

年 月 日現在

番号	不当な働きかけ等を受けた日	相手方	不当な働きかけ等の概要	担当所属